

佐野商工会議所会員事業所の皆様へ

紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)

 金融庁
Financial Services Agency

 中小企業庁



日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

 でんさい
ネット

 JBA
一般社団法人
全国銀行協会
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION

 SHINKIN
信用金庫

 信用組合
しんくみ

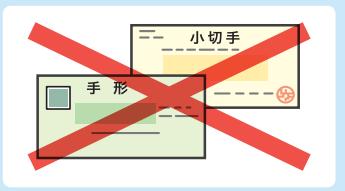
Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

?**A**

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

電子的決済サービスには 何があるの？

?**A**

でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の メリット

1 コスト削減



- 郵送料
- 印紙代
- 取扱手数料

2 事務負荷軽減



- 現物管理
- 手書き・ゴム印
- 印紙・押印・発送

3 リスク低減



- 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しくないの？

?**A**

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1

金融機関へ ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や
資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2

取引先へ ご案内



でんさい等の電子記録債権・
インターネットバンキングによる
振込等への切替えを案内

STEP 3

社内の 導入準備



事務手続きや管理手順の見直し
を行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

